令和７年度企業誘致活動デジタル化推進委託業務プロポーザル募集要領

１　事業の概要

（１）事業名

令和７年度企業誘致活動デジタル化推進委託業務

（２）事業の目的

高知県では、若者等の県外流出への対応策として、質の高い雇用を県内に定着させることを目的とした県外企業の誘致に取り組んでいます。

近年は、企業の機能配置の最適化やＢＣＰ対策、多様な働き方の浸透等によって、地方進出を検討する企業が増加傾向にあるため、本事業では、この機を捉えて、SNS 広告の運用により、本県の企業誘致に関する取組を県外企業の関係者に周知し、県内への立地につなげていくことを目的とします。

（３）事業内容

本事業では、事務系企業向けの優遇制度や立地企業の紹介などを掲載している企業誘致ポータルサイト「高知県企業誘致ガイド」、IT・コンテンツ企業向けの企業誘致の情報や立地企業のインタビューなどを掲載している企業誘致ポータルサイト「高知県 IT・コンテンツ企業進出サポート公式 note」への誘導及び、見本市への出展などの企業誘致に係るイベント告知を目的とした SNS 広告の運用を行うこととします。

（ア）広告運用期間

令和７年５月上旬から令和８年３月 31 日（火）まで

（イ）ターゲット

① 事務系企業（主にバックオフィス）

② IT・コンテンツ企業

（ウ）広告運用の目的と出稿媒体

①高知県の企業誘致ポータルサイト「高知県企業誘致ガイド」へ誘導することを目的とした SNS 広告を運用します。

【高知県企業誘致ガイド】https://www.pref.kochi.lg.jp/richi/

②高知県の IT・コンテンツ企業誘致ポータルサイト「高知県 IT・コンテンツ企業進出サポート公式 note」へ誘導することを目的とした SNS 広告を運用します。

【高知県 IT･コンテンツ企業進出サポート公式 note】https://kochi-pref.note.jp/

③見本市への出展などの企業誘致に係るイベント告知を目的とした SNS 広告を運用します。

④上記①②③で得られた広告効果を測定し、随時、事業効果を高める提案を行います。

（エ）アカウントの作成

出稿する広告媒体においてアカウントの作成が必要な場合は、この作成業務を行うこととします。

（オ）ターゲティング

地域、曜日・時間帯、行動等のターゲティングが必要な場合は、ターゲット属性等を踏まえた条件の提案、見直し等を行うこととします。

（カ）広告の内容

上記（イ）①②のターゲット及び（ウ）①②③の出稿媒体のそれぞれに対応する広告原稿の提案、作成及び随時の修正を行うこととします。なお、広告の内容は、高知県と協議のうえ決定することとします。

（キ）広告予算

事前に高知県と協議のうえ、年間の広告予算（媒体費）を決定することとします。ただし、運用期間内の総額が事前決定の予算を超えない範囲で、月の予算が変動することがあります。

（ク）予算管理及び出稿単価等の設定

運用期間内の全体予算の管理及び出稿単価等の設定、提案、見直し等を行います。

（ケ）実績報告

① 月次報告

毎月 10 日（週休日、又は祝日にあたる場合は翌開庁日）までに、前月の運用実績等に関するレポートを提出するとともに、随時、高知県の要請に応じて、運用に関する打合せを実施することとします。

② 年次報告

令和８年３月 31 日（火）までに運用期間全体のレポートを提出することとします。

（４）委託期間

契約締結の日から令和８年３月 31 日（火）まで

２　見積限度額（消費税額及び地方消費税額を含む。）

４，０００千円

３　審査委員会の設置

別途定める「令和７年度企業誘致活動デジタル化推進委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、令和７年度企業誘致活動デジタル化推進委託業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置します。

４　契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と高知県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件等の協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続に進みます。７日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて高知県と交渉を行うことになります。

５　資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

（１）高知県内に事業所（本社、本店又は支店等）を置く者であること

（２）高知県の物品購入等関係に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること

（３）地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること

（４）高知県物品購入等関係指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること

（５）「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規定」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第２条第２項第５号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
（６）本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納してないこと
（７）本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

６　説明会
日　　時：令和７年３月 14 日（金）午前 11 時から
開催方法：Zoom を使ったオンライン配信
参加方法：令和７年３月 13 日（木）午後５時までに、以下の「高知県電子申請サービス」から参加申し込みを行ってください。なお、参加申し込みされた事業者には個別に参加方法をご連絡します。
※プロポーザルに参加を希望する事業者は、必ず説明会に出席してください。
【高知県電子申請サービス】
https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13472

７　質疑と回答
質疑は令和７年３月 17 日（月）正午まで、以下の「高知県電子申請サービス」で受け付けます。
【高知県電子申請サービス】
https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13474
また、質疑と回答の内容は企業誘致課ホームページに掲載します。
[http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150201/]

８　参加申込及び資格要件の確認
プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加申込書（別紙様式－１）に資格要件の確認書類を添えて申込みをしてください。申込みに当たって提出する書類を次表に示します。

［提出書類、様式及び提出部数等］

提出書類の名称	規格	提出部数
参加申込書（別紙様式－１）	Ａ４縦	各１部
法人概要書（業務内容のわかるもの・様式自由）		
都道府県税（法人事業税）について滞納が無い旨の納税証明書（写しでも可）	―	
消費税及び地方消費税について滞納が無い旨の納税証明書（写しでも可）		

※納税証明書については、高知県の物品購入等に係る高知県競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（又は契約締結時までに登録が予定されている）場合は提出不要です。
（１）参加申込書
①提出方法
持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）
②提出期限
令和７年３月 25 日（火）正午（必着）
③提出先
〒780-8570　高知市丸ノ内１－２－20

高知県商工労働部企業誘致課　TEL：088-823-9881

（２）資格要件の確認

高知県商工労働部企業誘致課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、令和７年３月 24 日（月）までに申込者へ電子メールにて通知します。

（３）資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

②知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

９　企画提案書の作成

別途定める「令和７年度企業誘致活動デジタル化推進委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

10　審査

別途定める「令和７年度企業誘致活動デジタル化推進委託業務プロポーザル審査要領」のとおり。

11　審査結果

審査結果は、審査委員会終了後５日以内に、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開制度

[http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-johokoukai-index.html]

12　日程

令和７年３月 10 日（月）　募集開始
令和７年３月 14 日（金）　説明会
令和７年３月 25 日（火）　参加申込及び資格要件の確認書類提出期限（正午）
令和７年４月　７日（月）　企画提案書の提出期限（正午）
令和７年４月 10 日（木）　審査委員会（プレゼンテーション）（予定）
令和７年４月 11 日（金）　審査結果通知

13　提出書類の取扱い

（１）提出された書類は返却しません。

（２）提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。

（３）提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第６条第１項第３号の規程により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式－２により提出してください。

開示・非開示の判断は様式－２に基づき行うものではなく、様式－２を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。
高知県情報公開制度
[http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-johokoukai-index.html]

（４）契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14　問合せ先

高知県商工労働部企業誘致課
担当者　大森、大西
TEL：088-823-9881
FAX：088-823-9268
E-mail：150201@ken.pref.kochi.lg.jp

15　その他

（１）参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。

（２）企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。

（３）次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。

①提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

②審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

③プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第２条第２項第５号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

様式－１

参加申込書

令和　年　月　日

高知県知事　濵田　省司　様

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和７年度企業誘致活動デジタル化推進委託業務プロポーザル募集要領に基づき、令和７年度企業誘致活動デジタル化推進委託業務に関するプロポーザルに参加を申込みます。

また、募集要領で定められた資格要件を全て満たすことを誓約します。

連絡先

担当者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ＦＡＸ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

E-mail＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※提出期限：令和７年３月 25 日（火）　正午（必着）

様式－２

非開示理由の申出書

高知県知事　濵田　省司　様

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです

開示すると支障が生じる書類（書類の頁・箇所等）	支障が生じる理由・生じる支障の内容を具体的に記入してください。